

時代に適応する「国民文化」

—— 1980年代フランスにおける文化政策の大規模化をめぐって ——

友岡 邦之

本稿の目的は、1980年代のフランスにおいて文化政策が大規模化したことの原因を説明することにある。このために、まず従来の説明枠組を批判的に検討し、文化政策をナショナル・アイデンティティの構築をめぐる、社会状況への合理的な対応として捉える。そしてこの枠組に基づき、問題の事態は国民の文化的異質性の増大、国民文化の固有性の希薄化、および米国文化の国際的優位性の盤石化という事態を前にして、国民文化の枠組を再編する必要が生じたために生じたこと、そしてこの枠組が国民の側からの要請にも合致するものだったためであることを指摘する。

1 フランスの文化政策の特異性

「文化政策」という語は複数の異なる意味合いで用いられることがある。最も狭義の場合には、それは芸術文化および伝統文化の支援策のみを指すし、それよりも広義の使用法では、より包括的に、生活文化全般を対象とした保護や規制の全体を意味する⁽¹⁾。また、場合によってはもっぱら全体主義的な文化統制を想定して用いられることもある。このうち本稿が念頭に置いているのは、前二者、とりわけ第一番目の芸術文化・伝統文化支援としての文化政策である。このような政策実行は、少なくともこれまでの日本においては社会の大局に影響を与えない些末なもののみなされてきたためか、社会科学の研究対象として取り上げられることはきわめて少なかった。しかし近年、主に生活水準の向上と余暇時間の増大、メディア／交通手段の発達による異文化接触の機会の増大（およびこ

れに伴うアイデンティティの問い直し）、地域活性化・産業発展、創造活動／伝統文化の保護・育成などの理由から、文化政策の意義が指摘されるようになってきている。

たしかに日本において、以上のような論拠のもとに文化政策の推進を要請する声が上がるとはうなずけることではある。実際、日本の国家予算に占める文化予算の割合は他の先進諸国と比較して極端に少なく、また文化支援の方法上の問題点も「ハコモノ行政」に代表されるように多々存在する。しかし今後日本において文化政策がより活発に推進されるとしても、この政策には大きな問題がある。すなわち、文化政策の実行においてはその正当性がきわめて曖昧なのである。常識的に言って、国家や地方自治体の政策実行には何らかの意味での正当性の保証が要求される。ところが文化政策においては、この正当性が曖昧であるにもかかわらず、政策が実行されてしまうのである。元来芸術文化や伝統文化といったものには、公共財としての部

分と私的な趣味判断に委ねられるべき部分とに弁別できないところがある。それにもかかわらず政策が実行されるため、文化政策の実施には(公的機関には望まじからぬ)何らかの偏向がつきまってしまうのである。

こうして、当然ながらこの文化的領域においては、政策実行をめぐる時にコンフリクトが生じる。すなわち、国家が公的に支援する文化・芸術として何を選定すればよいのか、どれくらいの規模の予算を投じればよいのか、あるいはいかなる表現が規制されるべきなのか、といった問題が(実施根拠が薄弱であるが故に)論議の対象となることが、時として存在するのである。またさらには、上記のように文化支援の意義を認めた上での議論だけでなく、文化政策の実行主体の意図自体を問題視する議論が生じる可能性もある。というのも、文化的表象は多義的な解釈を許容する性質を有しているため、そこに、呈示する主体のイデオロギー的な意図を読み取る解釈も成り立ちうるからである(2)。

ところが、こうした問題が考えられるにもかかわらず、国家主導型での文化支援をきわめて大規模なスケールで実施している国が存在する。それが以下でとりあげるフランスである。フランスでは1981年にフランソワ・ミッテランが大統領に就任し、社会党政権が成立して以来、一貫して国家予算の1割近くに達する額を文化予算にあててきた。日本の国家予算に占める文化予算の割合が0.09% (1995年度)、米国のそれが0.01% (1991年度)、イギリスが0.35% (1993年度)、ドイツが0.33% (1991年度)であることを考慮するなら、この予算額は尋常ではない(3)。この施策の詳細は以下の分析の過程で逐次明らかにしていくが、ともあれ何故、フランスではこのような政策実行が可

能になったのだろうか。正当性が曖昧であるはずの文化政策をこれほどまでに大規模に実行することを可能にしたのは、いかなる要因だったのだろうか。

この問いに答えるのが本稿の目的である。このために、まず次の第2章では、従来見受けられた説明方法を批判的に検討する。こうした説明方法は二種類に大別できる。そのうちの第一は、フランス社会と文化との歴史的な関係から現代の文化政策の規模の大きさを説明しようとするものである。そして第二は、行政主体(本稿の事例では社会党政権)による一種の戦略的手段としての必要性からこれを説明しようとするものである。これらの説明方法は、いずれも不十分なものである。すなわち、前者は政策の時系列的な変化を、後者は政策の継続性を十分に説明することができない。

そこで第3章では、前章での検討を踏まえて本稿における仮説的な説明枠組を提示する。それは、文化政策を行政主体にとっての何らかの利益のために実施されるものとしてのみ理解するのではなく、むしろナショナル・アイデンティティの構築をめぐる、社会状況への合理的な対応として捉えるというものである。すなわち文化政策は、ナショナル・アイデンティティの維持・再構築のために、国民の「文化的囲い込み」や国家間関係における自国の卓越化をねらって(社会状況に対応する形で)実施される。ただしこの際、政策は行政主体からの価値観の一方的な押し付けとしてではなく、むしろ国民の文化的現状に迎合する形で修正・形成されるのである。

第4章では、この仮説的な枠組に則って、フランスにおいて1980年代以降に文化政策が大規模化したことの説明を行う。これについて本稿では、国民の「文化的囲い込み」という点で

は、フランス社会における移民の増大と大衆消費文化の定着に、そして国家間関係における自国の卓越化という点では、戦後における米国の国際的地位の優位性とフランスの地位の相対的な凋落に、それぞれ注目する。そしてこれに加えて、政策実行の継続に必要であるはずの国民からの政策への同意が、いかなる点でなされているのかを考察する。

最後に結論として、フランスにおいて1980年代以降に文化政策が大規模化したのは、国民の文化的異質性の増大、国民文化の固有性の希薄化、米国文化の国際的優位性の盤石化といった事態を前にして、国民文化の枠組を再編する必要が生じたためであること、そしてこの枠組が国民の側からの要請にも合致するものだったためであることを指摘する。そしてこれを踏まえ、今後の文化政策研究のあり方について若干のコメントを行う。

2 従来の説明枠組の批判的検討

2-1 歴史的要因による説明

さて、そこで以下ではこのような大規模な文化政策の成立を可能にした諸条件を探っていくわけだが、これに際してまず、フランス社会と文化との歴史的な関係に注目するタイプの説明に関して批判的見解を示しておきたい。後で再度述べるが、こうした説明方法では政策内容の時系列的変化を十分に説明することができないのである。

具体的に述べると、このタイプの説明は、フランス社会において文化政策の実施規模が大きい理由を、王侯貴族によるパトロネージの伝統や、芸術や思想の領域での文化的遺産の豊かさなどによって説明しようとする (Service du Personnel et des status [1983]; 岩淵 [1995])。たしかにこうしたタイプの説明において指摘される

とおり、フランスにおいては絶対王制期において熱心なパトロネージが見受けられたし、第二帝政期に登場した博覧会事業は、国民国家の存立と密接に関係するものであった。また実際、19世紀から20世紀前半にかけてのフランスは、文化的領域に関しては国際的レベルでの覇権を握っていたといえる。富永 [1997]が指摘するように、日本という「辺境」に住む知識人たちがフランスに注目してきたのも主にフランスの文化的側面に関してであった。要するに、ブルデュエ的な発想を国家間関係に適用するならば、フランスという社会は総体として「文化資本」に富んでいたのであって、そうである以上、行政主体である政府がこの優位性を維持・促進させようとするはごく自然のことだと考えられるのである (Bourdieu [1979])。

さらには、フランス国家にとって、そもそも「文明 *civilisation*」や「文化 *culture*」といった概念自体が重要な意味を担っていたという事実が指摘できる。これについては、西川 [1995]が詳細な検討を重ねている。彼の検討によると、これら二つの概念は、そもそもフランスとドイツとの18世紀後半以来の国家的な対立関係と、これらの国家の内部における国民統合の過程とにおいて作りあげられたものであった。すなわち、他の国家に対抗し、また内部の異質な要因を統合するために、フランスやドイツにおいては「国民」という明示的に政治的なイデオロギーの他に、「文明」「文化」という一見非政治的なイデオロギーが用いられ、体制が維持されてきたというのである。そうであるなら、フランス政府が文化支援に熱心なものも、フランス社会と文化との歴史的な関係に基づくものとして説明可能だろう。

しかし、これらの諸要因はいずれも重要とは思われるものの、それだけでは1980年代以降

におけるフランスの文化政策の活発化を説明するには明らかに不十分である。というのも、これらのどの要因も（そのみでは）フランスにおける文化政策の時系列的変化を十分に説明することができないからである。

まず、先述したような王制期や第二帝政期の事例があるとはいえ、フランス社会において文化省が設立されたのは1959年のドゴール政権成立以後のことである⁽⁴⁾。そしてむしろドイツとの対立関係が明確で、かつフランス芸術・思想史においては重要な時期であるはずの第三共和制期には、政府による積極的な芸術文化支援は行われていなかった (Service du Personnel et des status [1983]; Fumaroli [1991])。またさらに重要なことに、文化省設立以後においても1970年代まではそれほど熱心な文化政策が実施されたわけではなく、この政策実行が現在見られるように大規模化したのは、1981年に社会党が政権について以後のことなのである。

したがって、文化に関するフランス固有の歴史的諸要因の影響は否定できないものの、問題を解くためには、時系列的な政策の変容をも説明できるようなモデルを用意しなくてはならないのである。

2-2 実行主体の戦略的手段としての説明

前節でみたように、フランス社会と文化との歴史的な関係から文化政策の大規模化を説明する方法だけでは、政策の時系列的な変化が見落とされてしまう。しかし、フランスにおいて今日のように文化政策の規模が拡大したのは1980年代に入ってからなのであり、何故この時期以降に大規模化したのかが説明されなくてはなるまい。

この時、当然着目しなくてはならないのは1981年に社会党政権が誕生したという事実で

あろう。つまりこのタイプの説明においては、社会党政権が自らのなんらかの利益にかなうものとして文化政策に着目したため、これが大規模化したと考えるわけである。これも前節の説明と同様、当然考えられる指摘だといえる。実際、これまで1980年代以降のフランスの文化政策を扱った主要な研究は、これを社会党の積極的な主導により実現したものと捉え、政策の方針と具体的な経緯、および政策に対する世論の反応をまとめるという内容であったし (Wachtel [1987]; Looseley [1995])、この政策をめぐる批判的言説の多くも、同様にこれを社会党の戦略的手段として捉えていた (Fumaroli [1991]; Schneider [1993]; Bourdieu & Haacke [1994])。

このような視点から文化政策の大規模化を説明する立場は、社会党の意図を世論の支持の獲得のためとみなすか、ナショナル・アイデンティティの再構築のためとみなすか、あるいは党の価値観の提示とみなすかで論調は異なっている。とはいえこうした説明は、問題を行政主体である社会党 (あるいは大統領や文化大臣) の意図と利益とに還元する点で共通している。つまりやや誇張気味に述べるなら、こうした説明方法は、大規模な文化政策の実施を社会党政権による一方的な押し付けとして捉える傾向にあるのである。だが、こうした説明方法にもやはり問題があるといわざるをえない。

たしかに、1980年代以降に急激に文化政策の規模が拡大したのは、社会党が政権を取り、ミッテラン大統領およびラング文化大臣の主導の下で積極的な文化支援が実施されたからに他ならない。だが政策実行の継続性という点で、この説明枠組も不十分なものである。すなわち、政策の実行主体が文化支援に積極的だからといって、実行主体の側の熱心さだけでこれほどま

でに大規模な政策が今日にいたるまで継続されているとは考えがたいのである。というのも、第一には社会党の意図のうちの重要な一つは失敗に終わっているし、第二には社会党の方針自体が政権獲得時に変更されており、党の方針自体が外的要因に左右されているように思われるからである。また第三には、受容者による承認という問題も存在する。これらについて、以下でやや詳しく見ておくことにしたい。

まず第一の点だが、1970年代の社会党はグラムシの理論からの影響もあって、それまでフランス共産党と伝統的に結びついていた左翼系の芸術家および知識人の支持層を勝ち取るために、文化問題に深くかかわるようになっていった(藤村 [1987]; Looseley [1995:56])。そして実際、1970年代には、社会党は知識人と新中産階級を味方につけることによって成長していったのである。その結果フランス社会党は、文化的知識人が不釣り合いなほどの影響力を持つ労働者党となる(Wachtel [1987:24])。この「知識人との共闘」というフランス社会党の意図が、文化政策の実施に際しての強力な動機になったことは間違いない。しかしその目標は、政策実行を継続させるための動因には決してなっていない。なぜなら1980年代において、この政策実行は(世論からの支持とは対照的に)左右両翼の知識人からは総じて批判を被ったからである(Gallo [1983]; 藤村 [1987:249])⁽⁵⁾。

また第二点目として先に挙げた、政権成立にあたっての政策方針の変更も重要な点である。すなわち、旧来の社会党においては、文化産業は経済による文化の植民地化の帰結とみなされていた(Looseley [1995:71])。これに対して1981年に文化大臣のポストについたジャック・ラングは、文化がいわゆる「高級文化」であろうとも、文化産業によって生産される「大衆消費文

化」であろうとも支援対象として区別しないという、旧来の社会党とは正反対の見解を表明したのである。そしてこうした見解に基づき、経済不況という状況にもかかわらず、ラングは前年度に比して倍額にも達する文化予算を獲得した。こうして社会党政権下の文化省は、新しい理念のもとに、美術や文学、音楽そして歴史的建築物の保存という伝統的文化政策の枠にとどまらずに、地域文化やマイノリティ文化、また所謂「大衆文化」に対しても積極的な支援を行っていった。たとえば、ジャズ、ロック、楽器製造、写真、視聴覚新技術、長編劇画から料理、モード、さらに新しい机やイスのデザイン・製造まで、実に多様な領域にわたる文化的表現が、公的に支援されるべき文化問題として取り上げられるようになったのである。この方針変更こそがフランスにおける文化政策の大規模化させたきっかけであることは間違いない。だが、そうであるなら何故社会党内においてこのような方針変更が生じたのだろうか。またこのような文化支援は、保守派のシラク政権に移行した現在においても継承されており、(若干の変更を被りながらも)依然として大規模なまま実施されているだけに、ミッテランやラングの個人的趣味に帰することはできないし、また社会党の戦略に還元してしまうこともできないだろう。そこには、なんらかの社会的・時代的な要請が存在しているはずなのであり、そうした要請とはなんであったのか、という問いこそが立てられなくてはなるまい。

さらに、社会党政権における戦略的手段としての必要性から文化政策の大規模化を説明することの問題点の第三番目は、受容者である国民の存在を軽視する点にある。かつて第三共和制期に見られたような、言語等の生活文化に関する強制的な統合政策ならともかく、現代の国家

においてこれほどまでに長期的に政策が実施されるためには、暗黙のものであるにせよ国民からの同意が重要になるであろう。

以上を鑑みるなら、たとえこれがフランス社会党の意図に基づき、何らかの意味でその利益にかなうものであったとしても、社会党政権にこうした政策実行を選ばせるに至った社会的背景を説明できるモデルでなければ、1980年代以降に文化政策が大規模化し、これが現在にいたるまで続いているのはなぜか、という問いに答えることはできないだろう。そこで次章では、こうした問題点を解決するための説明枠組を提示することにしたい。

3 ナショナル・アイデンティティの構築手段としての文化政策

さて、以上の検討を踏まえるなら、この事例を理解するためには、文化政策の実行を行政主体にとっての何らかの利益のために実施されるものとしてのみ理解するのではなく、むしろある要件に関する、同時代の社会状況によってもたらされた合理的帰結としてこれを理解する方が妥当であると考えられる。

そこで本稿では、ナショナル・アイデンティティの維持・構築のための一方策として文化政策を捉えることにしたい。というのも、一見私的かつ趣味的にみえる芸術文化やアマチュアの文化活動も、一旦国家から支援されれば、それは「国家によって公的に承認された価値」という意味を帯びるのであり、これがナショナル・アイデンティティ構築の一端を担うものであることは疑い得ないからである。本稿では、このナショナル・アイデンティティの問題に関して国家が大幅に介入しなければならない事態が生じたために、社会党政権の成立をきっかけとし

て大規模な文化政策が実現したのだと考える。

さて、このナショナル・アイデンティティの維持・構築のためには、二つの方向への働きかけが必要だろう。すなわち、第一は国内に向けてのもので、いわば国民の「文化的囲い込み」とでもいうべき作業、つまり国民を文化的にまとめ上げる作業である。そして第二は対外的なもので、国家間関係における自国文化の卓越化という作業である。

ここで、国内における文化的なまとまりが乱れた場合、あるいは国家間関係において自国の地位が相対的に低下した場合、文化政策が担う役割は増大すると考えられる。つまり、1981年に成立した社会党政権によって文化政策の規模が拡大されたのは、国内において、従来の国民文化の枠組が国民の文化的状況を代表しなくなったたり、国際的な関係において、フランス文化が劣位に立たされるような状況が現れたり、といった複数の要因が重なったことが原因ではないかと考えられるのである。

ただしこの際、とりわけ国民の文化的囲い込みにおいて、受容者である国民の存在が問題になるだろう。文化的囲い込みの方法には大別して、同化政策による国民統合、従来のものに代わる代替的価値の提示、解釈の転換による文化的現状の承認などが考えられるが、受容者からの承認を考慮してこれらのうちから適切な方策が選択されなければ、政策の長期的な継続は不可能だろう。特に現在の民主主義国家であれば、これはなおさらである。ある意味で文化政策は、行政主体による恣意的なものとは言えない。それは正当性の曖昧な政治的判断によって実施される施策であるとはいえ、その判断の背後には何らかの社会的根拠が存在するのである。政策は行政主体からの価値観の一方的な押し付けとしてではなく、むしろ国民の文化的現状との折

り合いで修正・形成されるのである。

4 国民文化の変容期におけるナショナル・アイデンティティの再編

それでは、前章で提示したモデルに従い、1980年代以降のフランスにおいて文化政策が大規模化した理由の説明を試みることにしよう。その際、重点的になされた実際の施策内容を紹介することで、裏付けを取ることにしたい。

まず国内における国民の文化的囲い込みという要請に関しては、二つの社会的背景が重要だと考えられる。すなわち第一には国内における移民の増大と大衆消費文化の定着である。前者は国内における文化的異質性を増大させる結果をもたらし、後者は国民が享受する文化形態において、フランス的固有性を希薄化させた。1980年代における社会党政権の対応は、まずはこうした現状に対応するものだったといえるだろう⁽⁶⁾。

次に対外的関係における自国文化の卓越化という要請に関しては、米国文化の国際的地位の盤石化という点に注目する。

そして最後に、政策の継続性という点に関して、受容者である国民の側がいかなる点でこの政策に合意したのかを検討することにしたい。

4-1 国民の文化的囲い込み

4-1-1 移民の増加

周知の通り、西欧先進社会への移民労働者の流入は1950年代から始まっており、フランスもこの例外ではなかった。これは安価な労働力の確保、そして人口規模の維持（出生率低下の分の補填）という需要がホスト社会の側に存在したためといわれている。ところが1973年の石油危機、そしてそれに後続した経済不況のた

めに、これらの先進社会が従来ほど移民労働者を必要としなくなる。これが、所謂外国人問題を発生させた要因であった。そしてこれも周知のことではあるが、この問題が深刻化したのは、移民労働者たちが自分の家族を呼び寄せ、定住化の方向へと向かったことによる。1970年代、および80年代は、こうした移民たちの二世が台頭してきた時期であった。とりわけこの時期において、ブル (beur) 世代と呼ばれるマグレブ系移民二世の存在は顕著なものとなっていった(梶田 [1988:78-89])。

だがこのような状況に対し、フランス政府の対応は1970年代と1980年代とでは大きく異なっている。すなわち1970年代のジスカール政権下では、非寛容というべき施策が実行された。政府は、犯罪等を犯した二世たちを（彼らにとっては未知の社会であるはずの）アルジェリアへ強制送還するという、いわば排除措置を実行したのである。当然ながら文化政策についてもジスカール政権期はきわめて抑制されたものだったのであり、社会の変化に対する政府の保守化傾向が明確に窺える。つまりこの時期のフランスは、文化的異質性の増大という事態に対して、これを排除することで同質性を保持する傾向にあったのである。

一方、1980年代のミッテラン政権下における施策はこれときわめて対照的であった。この時期のフランス文化省はきわめて多様なエスニック文化・マイノリティ文化を支援しているのである。ラング文化大臣がアンリ・ジオルダンに編集を依頼した『文化的民主主義と相違への権利』は、文化省のそうした姿勢を明確に表明したものだ（Giordan [1982]）。

またこうした傾向を示す代表的な事例としては、たとえば1985年6月の出来事が挙げられるだろう。すなわち、反人種差別団体の「SO

Sラシズム」が人種差別反対を訴える野外ロックコンサートをコンコルド広場で開催したのだが、社会党政府はこれに対する支援を即座に決定したのである。しかもラング文化相は当日のコンサートに駆けつけ、ステージに上がって「パリが人種差別反対の大ステージになったことを誇りに思う」との演説を行った(朝日新聞1985.06.17)。

また、1989年にパリのポンピドゥー・センターで実施された、「大地の魔術師」展というタイトルの大規模な美術展なども著名な事例だろう。これはマルチカルチュラリズムの視点に則った先駆的な展覧会であり、この美術展の支援は、文化の多様なあり方を分け隔てなく支援するという文化省の意向の明快な表明であった。

さらに、この要因に関してはもう一つの著名な事例を挙げることができる。それは1980年代後半の出来事である。この時期、フランスでは「ワールド・ミュージック」と呼ばれるブームがおき、パリを拠点に活動する、カリブやアフリカ地域(周知のとおりこれらの地域はかつてフランスの植民地であった)の出身のミュージシャンたちの音楽に対する人気が高まった。このブームは日本を含む海外にまで広がったのだが、フランス文化省はこうしたミュージシャンの活動を積極的に支援し、海外公演の援助まで行ったのである。

こうした施策の背後には、1970年代に見られた強制的な排除や、あるいは同化政策のような手法が最早有効とはなりえないほどに、移民とその文化がフランス社会に定着してしまったという状況があると考えられる。そしてさらに、こうした施策は行政主体による「フランス文化」の再規定であるとも考えられるだろう。すなわちこの施策は、フランスのナショナル・アイデ

ンティティを確定する作業において「純粋な」フランス文化に固執するのではなく、現在の国民の文化的状態をそのまま「フランス文化」として枠で囲んでしまうという機能を果たしているとも考えられるのである(7)。

このように、移民や旧植民地出身者とその文化をめぐる問題は、1980年代の文化政策の一つの方向性に大きな影響を与えていたといえるだろう(8)。

4-1-2 大衆消費文化の定着

さて、上記のマイノリティ文化の「囲い込み」に引き続いてもう一つ指摘しておかなければならないのは、マジョリティの文化の新たな「囲い込み」である。すなわち、文化産業によってもたらされる、所謂大衆消費文化の積極的な支援がこれにあたる。文化産業の発達によってもたらされた大衆消費文化は今世紀において着実に人々の生活に根づいていったわけだが、この文化形態の特徴として、地域的特性の希薄化が指摘できる。こうした文化形態を享受することにより、フランスのマジョリティが旧来の「フランス的」な文化形態に自らの集合的アイデンティティを仮託する傾向が減少したことは想像に難くない。後述するが、これに対して1970年代までは、文化産業批判＝米国文化批判という図式のもとに、フランス社会党はもちろん、保守派によっても大衆消費文化の浸透が批判されていた。ところがそうした批判がなされる一方で、文化産業によってもたらされた大衆文化は、当然ながら、フランス社会のマジョリティに深く浸透してしまっていたのである。

1980年代におけるラング文化大臣の施策が注目されるべきなのは、とりわけこの文化産業を積極的に支援した点においてである。すなわち、先述のマイノリティ文化の支援と同様、彼は公式に承認すべき「フランス文化」の枠を、

マジョリティの現実に適合するように新たに設定し直したといえるのである。旧来のフランスの古典教養文化がもはやフランスのマジョリティの文化的アイデンティティのための「入れ物」として機能しなくなったために、ラングの下での文化省は、現に今マジョリティの文化を代表しているものを公的に「フランス文化」として承認するという作業を行ったわけである。

実際、ラングによる文化政策において最も際立っていたのはこの大衆消費文化やアマチュアの文化活動の支援であった。彼の下での文化省は、芸術と民衆、芸術におけるさまざまな立場、アマとプロ、地域的・民族的格差などの間の障壁を崩す作業に取り組んでいったわけだが、その中でも「高級」文化と「低級」文化との間のヒエラルキーの解体に対してが特別に熱心であった。すなわち文化省はまず、従来の文化政策が表現の形式によって支援対象を選別してきたことを問題にし、これまで無視されてきた数多くの「民衆的」芸術、たとえば人形劇、オペレッタ、サーカス、料理などを支援対象に組み込みはじめた。とりわけフランス文化省が関心を向けたのは、若者文化、特にポピュラー音楽、それもポップスやロックであった。たとえば1982年の2月には、ラングはポップスのための指針を多く含んだ新しい音楽政策を発表している。それらの中には、たとえば練習場所を探している若者への援助、またそうした場所や設備を提供してくれる地域団体への援助などが含まれている。そしてさらに目を引いたのは、ロック・コンサート専用のホールの建設である。1984年1月にはパリのラ・ヴィレットにその第1号であるル・ゼニットがオープンし、また少しずつではあるが、同様のホールが地方にも建設されることが計画された。このように娯楽産業の枝葉にすぎないとみなされていたポ

ップスやロックをも支援対象に含むことにした国家の姿勢は、1980年代前半のフランスにおいてもきわめて目を引く出来事だった。さらに、1989年5月には仏文化省ロック音楽専門官のポストが作られ、初代専門官には当時25歳であった音楽雑誌編集者のブルーノ・リオンが就任した。ロック担当官に割当てられた年間予算は設立時で4300万フラン（当時約11億2000万円）であった。

また、文化省は漫画に対する支援も行っている。1982年4月には、ラングはプロの漫画家たちとの協議会を開き、続く1983年1月の記者会見で、彼は漫画がこれまで、若者にとって有害な、文学的な価値の低いものとみなされ、軽蔑されてきたことを指摘し、それに正当な位置を与えることを主張している (Looseley [1995:125])。また地方都市アングレームでは毎年「国際漫画フェスティバル」が開催されているのだが、1985年にミッテラン大統領が来訪したことをきっかけに、翌年「国立漫画センター」設立の構想がもちあがり、同センターは1991年1月に開館した。さらに、このような文化産業の領域に関しては、写真芸術国民センター、およびアルル写真芸術学校、広告美術館等も創設されている。

以上のように、社会党政権はフランスのマジョリティの変化した文化享受のパターンに対応すべく、「公的に承認すべきフランス文化」の枠を設定し直したのだといえる。その際、文化産業が否定できない現実としてフランス社会に浸透していたが故に、ラングは従来米国文化と直接的に結び付けて理解されていた文化産業のうちから「フランス文化」として認めうる部分を抽出し、これを支援するという方策を採用したわけである。

4-2 米国文化への抵抗

以上、国内における社会状況の変化への対応としての文化政策の二種類の事例を見てきたが、以下では対外的な社会状況への対応としての事例を検討しておこう。その事例とは、前節の問題とも密接に関係するものであるが、米国文化の国際的優位性に関するものである。第二章では国民国家と「文明」「文化」概念との結びつきのみでフランスの文化政策の活発さを説明することの不十分さを指摘したが、ここに戦後における米国の、とりわけ国際言語としての英語と米国文化産業の台頭という具体的な要因を付け加えると、国家と文化の結びつきという問題はきわめて具体性を帯びてくることになる。米国文化は、戦後において一種の脅威的存在として浮上してきたのであって、フランスにおける文化政策の実行は、対外的なものはもちろん、国内を対象にしたものもこの要因を抜きにしては考えられない。実際、1959年の文化問題省の設立に際して初代文化大臣のアンドレ・マルローがド・ゴールから依頼されたのも、まさしく米国文化を意識してのフランス国民文化の普及と国威発揚というテーマであった(Bennett [1994])。そしてこの米国との関係という時代的な要請が、(レトリックを変えながらも)政党の違いを超えて社会党にも共有されているのである。

すなわち、1970年代以降の社会党が米国文化に対して対抗的な姿勢を示すために用いたのは、「文化産業批判」というレトリックであった(Looseley [1995:57])。そしてこの姿勢は、1980年代に入って先述の通り文化産業との「和解」を遂げたジャック・ラングにおいても継承されている。というよりむしろ、ラングによるこの「和解」は、米国の「文化帝国主義」に対抗するための、従来以上に先鋭化した新たな戦略と考えられるのである。すなわちそ

の施策は、一方で支配的な米国文化産業を非難し、他方でそれに対抗できるような自国の文化産業を保護・育成しようとするものとして理解できる。つまりこの米国文化の優勢化は、言語というメディアの基盤をなすものと、産業の新しい領域とに直接関わる実利的な側面をもっているだけに、知的所有権や情報産業がGATTのウルグアイ・ラウンドで問題にされるにいたるような1980年代的状況においては、特に重要な問題となったのだと考えられるのである。

たとえばラングは、ドーヴィルで9月に毎年開催されていたアメリカ映画祭への出席を拒否している。彼はこの自分の態度について「大臣は搾取する者と搾取される者との間で選択をしなければならぬ。大臣の役割とは、要するに米国企業によって金を積まれた社交的なレセプションに参加することではなく、生の営みがある場所にいることだ」と語った(Looseley [1995:77])。

また1982年7月に行われたユネスコの文化政策国際会議では、特定の国家の「文化帝国主義」が文化的生産物の手段と分配とを独占していることを非難し、アイデンティティと多元性に賛意を唱えつつ、「経済と文化は同じ闘争である」と宣言した。さらに同年、ラングは文化産業における英語文化の独占体制に対する対抗策の検討のため、アルマン・マテラルらに「ラテン・オーディオ・ヴィジュアル空間」の構想に関する報告書の作成を依頼している(Mattelart, A., Delcourt, X., Mattelart, M. [1984])⁽⁹⁾。

以上のように、1980年代のフランスの文化政策において、国内における「文化的囲い込み」と米国文化を意識しての自国文化の卓越化の志向とが窺えることは明らかである。このような社会状況が重なり合ったことこそが、フラ

ンスにおいて文化政策の規模を拡大させたのである。

4-3 受け手の側の論理

ところで、政策実行は受け手＝国民からの反対があっては継続できないはずである。したがって以上のような政策は、積極的であるにせよ消極的であるにせよ、ある程度の支持を国民から獲得していたと考えられる。しかしその「支持」とはいかなる状態を意味しているのだろうか。国民は、この政策のどのような点を支持したのだろうか。

これに関して国民は、世論の一般的傾向としては、少なくとも実施当初はこの政策を圧倒的に支持していた⁽¹⁰⁾。当時の世論調査の結果をみれば、その支持がきわめて大きかったことが確認できる（別表参照）。

また1985年の世論調査によると、ジャック・ラング文化相は支持率61%（25歳以下の若年層では75%）を獲得しており、ファビウス内閣では最も人気のある大臣であることが確認されている（朝日新聞 1985.07.02）。さらに翌1986年、3月の選挙時の世論調査でも、ラングは最も人気のある大臣だった。この選挙により社会党は敗北し、第一次コアビタシオンが成立したものの、文化政策に関しては、国民は社会党の試みを支持したのだった（Wachtel [1987:3]）。

しかし、こうした国民からの支持は、いったい何を根拠にしているのだろうか。このような疑問を抱かざるをえないのは、これによってフランス国民のマジョリティの、文化面での実質的な生活形態が大幅に変化したわけではないからである。これについては、1990年にドナとコノーによる興味深い調査結果が提出されている（Donnat & Cogneau [1990]）。それによると、これほど大規模に実施された文化政策も、人々

の文化活動や文化の享受の促進やそれらにおける階層格差の改善、すなわち「文化の民主化」に関しては、ほとんど効果を与えていない。

また、ある意味で非常に大きな問題をはらんでいたのが、ミッテラン政権下での文化政策のもう一つの大きな柱であった、ミッテラン大統領自身の指揮による大規模文化施設の建築計画「グラン・プロジェ」である。フランスでは大統領が記念碑的施設を建設するのはポンピドゥー以来の慣例となっているものの、ミッテランの場合は7つもの計画を実施させた点で、きわめて異例だったといえる⁽¹¹⁾。この計画が問題だというのは、とりわけ予算の規模に関してである。このグラン・プロジェのための予算は1981年には文化予算のうちの約15%を占めるにとどまっていたのに対し、1986年には70%近くを占めるに至った。このため、予算を他の芸術文化支援にまわす余裕がなくなり、必然的に他の文化政策は規模の縮小を余儀なくされたのである。なかでも文化活動に関する地方分散化政策は、このグラン・プロジェのせいで甚大な被害を被った（Wachtel [1987:75]）。これに割当てられた予算は、1985年には1億2600万フランであったのに、1986年には6300万フランと、約半分にまで削減されたのである。つまり、グラン・プロジェに関するこの結果は、ミッテラン政権下での文化政策が、結果的に一般市民に直接的に影響のある施策よりもモニュメント的な事業を優先させたことを示しているのである。

だが興味深いのは、それにもかかわらずこのような大規模な文化施設の建設計画は、1980年代当時においては全国民のうちのほぼ四分之三によって支持されていたことである⁽¹²⁾。これらのことを鑑みるなら、フランス国民は実質的な文化的生活の改善の結果としてこの政策を

支持したのではなく、実施にあたっての理念や方針、イメージやレトリックに賛同していたのだといえるだろう。社会党政権が呈示したそれらのものが、前節で挙げたような社会的背景に基づく国民のニーズに適合的だったわけである。特に社会党政権は、以上のような複数の問題に一貫して対処するために、きわめて効果的なレトリックを用意していた。それが「多様性の許容」「相違への権利」といったスローガンである。これによって社会党政権は、外部に対してはフランスを含めた各国民文化の存在を（支配的な米国文化に対抗させて）強調し、国内に対しては、現代のフランスに対応した、多様な要素が混在する「フランス文化」を再規定するという作業を一貫させることができたわけである⁽¹³⁾。

5 結論：文化政策研究の前進のために

以上で見てきたように、フランスにおいてこのような大規模な文化政策が成立するためには、多様な社会的要因が存在したのである。文化政策は、行政主体にとっての何らかの利益のために実施されるものとしてではなく、むしろナショナル・アイデンティティの構築をめぐる、社会状況への合理的な対応として理解されるべきものである。すなわち文化政策は、ナショナル・アイデンティティの維持・再構築のために、国民の「文化的囲い込み」や国家間関係における自国の卓越化をねらって実施される。ただしこの際、政策は行政主体からの価値観の一方的な押し付けとしてではなく、むしろ国民の文化的現状に迎合する形で修正・形成されるのである。

フランスにおいて1980年代以降に文化政策が大規模化したのは、国民の「文化的囲い込

み」という点では移民の増大と大衆消費文化の定着のためであり、そして国家間関係における自国の卓越化という点では、戦後における米国の国際的地位の優位性とフランスの地位の相対的な凋落のためであった。これらの要因が重なったために、フランスにおいては国民文化の枠組を再編する必要性が生じたわけである。そしてこの枠組が国民の側からの要請にも合致するものだったため、この政策実行はこれほどまでに大規模なまま、長期にわたる継続が可能となっているのである。

この受け手の側の論理について付言しておくなら、フランス国民は、自らの文化面での私的生活が改善されたが故にミッテラン政権の文化政策を支持したわけではない。そうではなく、彼らは、自らの文化的アイデンティティの現実的な有様を承認するような理念を、それに適合する文化的表現を支援することで具体的に呈示してもらえたからこそ、文化省の施策を支持したのである。

こうした具体的な現実を鑑みるなら、しばしば日本において見受けられるような、フランスにおける文化政策を単なる芸術家の創作活動の支援や、市民の文化活動の促進の問題としてしか捉えない姿勢には問題があるだろう。文化に関する問題は、文化の内部で話の完結する、論理の閉じた問題ではありえないのである。文化的問題は、常にその外部の社会状況と関係している。今後日本でも重要性を増すと考えられる文化政策を論じるためには、ラスキンやモリスに依拠して文化的豊かさを称揚するという段階から脱して、本稿で論じてきたような、実施根拠が曖昧であるはずの政策実行の背後にある社会的諸要因を具体的に検討する姿勢が必要であろう。

(別表1) 「次のような社会的カテゴリーについて、国家は文化施設への公的アクセスを増加させるべく努力すべきである」

| 賛同者の割合 (%) | |
|------------|----|
| 青少年 | 98 |
| 障害者 | 98 |
| 地方居住者 | 95 |
| 移民 | 84 |

("Le Matin" (Decembre 7, 1983)より作成)

(別表2) 「あなたは次の分野における文化省の活動を正当なものだと思いますか」

| 賛同者の割合 (%) | |
|------------|----|
| サーカス | 80 |
| ポピュラー音楽 | 79 |
| 漫画 | 69 |
| ロック音楽 | 65 |
| ファッション | 59 |

("Le Figaro" (Decembre 7, 1983)より作成)

註

- (1) たとえば、芸術文化・伝統文化支援の他に文化財保護、アマチュアの文化活動の振興、および国語、著作権、宗教に関する行政、社会教育及び社会体育に関する行政、国際文化交流に関する行政等が含まれる。
- (2) たとえば米国では1980年代末頃から「猥褻表現」への助成が問題となり、NEA（全米芸術基金）のあり方をめぐって論争が生じた。また日本国内においても1986年の富山県立近代美術館の事例を筆頭に、表現をめぐるコンフリクトはしばしば生じている。
- (3) もっとも、文化予算の規模による文化政策の国際比較は問題がある。第一に文化政策として指示されている領域が各国によって異なるし、米国のように文化支援の中心が民間団体の場合も存在するからである。しかし、それでもフランスにおけ

る文化政策の規模が異例の大きさであることは間違いないだろう。

- (4) 設立当初の名称は文化問題省。初代文化大臣はアンドレ・マルローであった。
- (5) また1990年代に入ってから、右派のフュマロリと、左派のシュネイデルそれぞれによる批判が、ジャーナリスティックな話題を集めた。すなわち、前者は大衆文化への迎合が古典を継承した教養文化の発展を阻害したとして批判し、後者は社会党政権の文化政策が社会主義から逸脱したものであり、社会主義的理念であるところの「文化の民主化」を実現できなかったとして批判したのだった (Fumaroli [1991]; Schneider [1993])。
- (6) これらの他に、文化政策の大規模化の要因として、地域主義の活発化を指摘する向きもあるかもしれない。フランスにおいては、1960年代から70年代にかけてコルシカ、オクシタニー等の地方で地域主義が活発化した。これは左翼的傾向が強く

(定松 [1993])、1970年代に台頭した社会党系の革新自治体は、地域文化振興策も含めてこれを積極的に支援していった。1980年代のミッテラン政権下における多様な文化の支援という傾向の芽は、ここに見出せるといえる。ただ、これについては後述するが、地域文化振興策に関する文化省の取り組みは、1984年以降になると急速に衰退していく。それは1980年代の地域運動が相対的な停滞期に入ったためでもあるが、直接的にはミッテラン大統領直轄の施策である大規模文化施設建設計画「グラン・プロジェ」の推進によって、予算を削り取られてしまったことが大きい。つまり、地域主義という要因は今日にいたるまでの文化政策の活発化の大きな要因にはなっていないのである。

(7) また同時にこの施策は、多様な文化を支援することによって、結果的に「フランス文化の寛容さ」をアピールする機能を果たしているとも解釈することができる。たとえば上述のワールド・ミュージックの事例に関してだが、このカリブアフリカなどの旧植民地出身者を中心にしたブームをフランス文化省が支援する際、「国籍にはこだわらず、フランスを舞台にしている音楽はすべて保護している。私はフランスを愛しているが、それはいつでも腕を広げている国だからだ」(ブルーノ・リオン文化省ロック担当官(当時)による発言。朝日新聞 1990.02.26 夕刊 17頁)といった発言がなされ、多様な文化的表現がフランス文化の強調という文脈に回収されるケースも存在するのである。

(8) ただし注意しておきたいのは、こうした対応は原理的にはあくまで「行政主体による意思表示」以上の意味は持っていないということである。すなわち、文化省がマイノリティ文化を支援し、それに成功しているとしても、それはフランス社会において現実にマイノリティとマジョリティとの間の関係がうまくいっていることを意味するのではない。それどころか、周知のとおりこの場合は

正反対である。1980年代はFN(国民戦線)をはじめとする極右勢力が急速に台頭してきた時期であり、移民に対する風当たりが強くなっていったのが現実である。フランス文化省の上述のような対応は、このような状況への、一種のユートピア的解決を志向する反応であったといえるだろう。

(9) こうした傾向が、1990年代に入ってさらに保守化した形で進展しているのは周知のとおりである。その一つはGATTのウルグアイ・ラウンドにおける「文化特例」の主張であり、もう一つはフランス語使用法(通称トゥーボン法)であるが、これらは1990年代の事例なので、詳細な検討は別稿に譲る。

(10) ただ、例外として書籍統一価格法(通称ラング法)の制定が挙げられる。この法律によって、書籍は出版社表示価格の5%の-margin以内で販売しなくてはならないことになった。これは小規模書店、出版社、作家には支持されたものの、従来の社会党の支援者を含めた購買者からは反発を呼ぶことになった(Wachtel [1987:55])。

(11) このグラン・プロジェに含まれる建設計画は次のとおりである。①グラン・ルーブル(ルーヴル美術館の大改造計画)、②オルセー美術館、③バスチーユの第二オペラ座、④ヴィレット科学技術博物館と大庭園、⑤アラブ世界研究所、⑥グラン・アルシュ(凱旋門型の国際通信センター)、⑦国立図書館。

(12) "L'Événement du Jeudi" (June 26, 1986, p.76) 参照。だが、1990年代に入ると、グラン・プロジェへの支持は急減する。これからもわかるように、文化政策による合意の調達はきわめて不安定なものである。したがって、強権発動的なタイプのものでない限り、文化政策をそのまま「イデオロギー装置」とみなす見解には問題がある。これについての詳細な検討は別稿に譲る。

(13) もっとも、「多様性の許容」「相違への権利」と

いったスローガン自体は1980年代後半にもなる
と、移民問題の深刻化により再考を迫られるよう
になる(宮島 [1994])。だが、文化政策のレベル、

つまり文化予算の規模や支援内容の多彩さなどは
原則として変化せず、現在にいたっている。

【引用文献】

- Bennett,O. 1994 "Cultural Policy in Europe: Britain, France and Germany compared." (Unpublished Conference Papers.)
- Bourdieu,P. 1979 "La Distinction: Critique Sociale du Jugement", Minuit. = 1990 石井洋二郎訳『ディスタンクシオン：社会的判断力批判』1・2, 藤原書店
- Bourdieu,P. & H.Haacke 1994 "Libre-echange", Éditions du Seuil. = 1996 コリン・コバヤシ訳『自由-交換：制度批判としての文化生産』藤原書店
- Donnat,O. & D.Cogneau 1990 "Les pratiques culturelles des Français: 1973- 1989", La Decouverte/la Documentation française.
- 藤村 信 1987 『パンと夢と三色旗と：フランス左翼の実験』岩波書店
- Fumaroli,M. 1991 "L'État Culturel: Une religion moderne", Éditions de Fallois.
- Gallo,M. 1983 Les Intellectuels, La Politique et La Modernité, "Le Monde", 26 juillet p.7.
- Giordan,H. 1982 "Démocratie culturelle et droit a la différence", La documentation française.
- 岩淵潤子 1995 『美術館の誕生：美は誰のものか』中央公論社
- 梶田孝道 1988 『エスニシティと社会変動』有信堂高文社
- Looseley,D.L. 1995 "The Politics of Fun: Cultural Policy and Debate in Contemporary France", Berg, UK.
- Mattelart,A.; Delcourt,X.; Mattelart,M. 1984 "International Image Markets: In Search of an Alternative Perspective", Comedia.
- 宮島 喬 1994 「『相違への権利』から『統合』へ、そしてその後：フランス左翼の十年の残したもの」『世界』1994.7
- 西川長夫 1995 『地球時代の民族=文化理論：脱「国民文化」のために』新曜社
- 定松 文 1993 「地域主義と南北問題」原・宮島(編)『フランスの社会』早稲田大学出版部
- Schneider,M. 1993 "La comédie de la culture", Seuil.
- Service du Personnel et des status 1983 "Connaissance du Ministère de la culture: document de travail pour les concours, ed.1983", Paris: Direction de l'administration générale, Bureau de la formation continue.
- 富永健一 1997 「社会と社会学における日本とフランス：日本から見たブルデュー社会学」『思想』872
- Wachtel,D. 1987 "Cultural policy and socialist France", Greenwood Press.

(ともおか くにゆき)